

消費者庁  
任期付職員の募集について

消費者庁においては、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年法律第 125 号（以下「任期付職員法」という。））に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁消費者安全課課長補佐級）

2. 職務内容

消費者庁消費者安全課は、消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること、消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故に関する措置に関すること及び食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること等を所掌事務としています。

今回募集する職員は、課長補佐級職員として、消費者安全課の所管法令である消費者安全法、消費者生活用製品安全法、製造物責任法等の法令に関する業務を担当するほか、班内の業務の進捗管理等を行い、消費者安全課長を補佐します。

具体的には、所管法令に係る法令協議を行い、関係府省庁等と調整を行います。また、所管法令の解釈や適用関係等について検討を行い、論点ペーパーの作成等を行うほか、関係機関に対し、消費者安全法に基づく消費者事故情報の通知を周知・徹底するため、法令解釈に関する説明資料の作成、関係府省庁等との調整、地方公共団体への説明会を行います。さらに、民事法である製造物責任法の施行状況を調査するため、同法に関連する判例の収集・整理・公表を行うほか、所管法令に関する外部からの問合せ対応等の業務を行います。

3. 募集人員

1名

4. 募集対象

次のいずれかの職歴を有すること

ア 消費者問題に関連のある分野（法学、行政学、社会学、心理学、教育学等）において、研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が 18 年以上あること。このうち 3 年以上は、法務分野における実務経験を有すること。

イ 法曹資格を有し、3 年以上の実務経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となる  
ことができない者

・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくな  
るまでの者

・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力  
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

## 6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基  
づき支給します。

## 7. 身分

国家公務員

## 8. 雇用期間

平成 31 年 4 月以降 1 年程度（更新もありえます）

## 9. 勤務時間

原則として午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日は  
除く。休日出勤、国内出張、早朝出勤・超過勤務が必要な場合があります。）

## 10. 勤務地

消費者庁消費者安全課（東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 7 階）

## 11. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。)

※「内閣府事務官(消費者庁消費者安全課課長補佐(法規))」志望と必ず明記すること。

イ) 志望理由 (A4横書き、2,000字以内)

ウ) 職務経歴書(これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き)

※研究経験がある者は上記に加え研究業績(著書・論文等、A4横書き)を添付してください。

※なお、応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成31年1月18日(金)※必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

## 1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後2週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

## 1.3. 連絡先

(業務内容) 消費者庁消費者安全課

電話 03-3507-9202 (直通)

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152 (直通)